

高松市・塩江町合併協議会

第 4 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 9 月 2 6 日（金）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：塩江町役場 2 階大会議室

目 次

(協 議 事 項)

議案第12号	各種事務事業の取扱い(協定項目第24号)における 事務事業項目について -----	1
協議第5号	町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について -----	6
協議第6号	慣行の取扱い(協定項目第12号)について -----	9
協議第7号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号) について -----	12

(そ の 他)

	合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	14
	高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	14

議案第 1 2 号

各種事務事業の取扱い（協定項目第 2 4 号）における事務事業項目について

各種事務事業の取扱い（協定項目第 2 4 号）における事務事業項目を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

各種事務事業の取扱いにおける事務事業項目について

合併協定項目	
2 4	各種事務事業の取扱い
1	都市提携
2	電算システム事業
3	広聴広報事業
4	人権啓発事業
5	コミュニティ施策
6	障害者福祉事業
7	高齢者福祉事業
8	生活保護事業
9	児童福祉事業
1 0	その他の福祉事業
1 1	保健衛生事業
1 2	病院事業
1 3	環境対策事業
1 4	商工・観光関係事業
1 5	農林水産関係事業
1 6	建設関係事業
1 7	交通関係事業
1 8	上水道事業
1 9	下水道事業
2 0	消防防災関係事業
2 1	学校教育事業
2 2	社会教育事業
2 3	文化振興事業
2 4	その他の事業

(参考1)

各種事務事業の内容について

24 - 1 都市提携
両市町において提携している友好都市、姉妹都市などの都市提携について協議する。
24 - 2 電算システム事業
円滑な電算システムの稼働に向け、システムの統合や調整などについて協議する。
24 - 3 広聴広報事業
住民から幅広く意見を聴くための広聴事業及び広報事業（広報誌、ホームページ等）について協議する。
24 - 4 人権啓発事業
人権啓発、人権教育などの事業について協議する。
24 - 5 コミュニティ施策
地域の個性や独自性を尊重した地域主体の活動の担い手となる自治会などの地域活動に関する施策について協議する。
24 - 6 障害者福祉事業
身体・知的・精神障害者に対する各種の給付や助成制度などについて協議する。
24 - 7 高齢者福祉事業
高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業などについて協議する。
24 - 8 生活保護事業
塩江町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施しているため、その事務移管などについて協議する。
24 - 9 児童福祉事業
児童福祉、母子福祉、保育に関する各種支援制度などについて協議する。
24 - 10 その他の福祉事業
障害者福祉・高齢者福祉・生活保護・児童福祉事業に属さない福祉事業について協議する。
24 - 11 保健衛生事業
保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業などについて協議する。
24 - 12 病院事業
高松市民病院及び塩江病院について、その医療体制のあり方等について協議する。

24 - 13 環境対策事業
環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策について協議する。
24 - 14 商工・観光関係事業
温泉宿泊施設、観光関連施設のあり方や観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議する。
24 - 15 農林水産関係事業
農林水産振興方策や関係団体育成事業、土地改良事業などについて協議する。
24 - 16 建設関係事業
道路・橋梁、河川、公園、公営住宅等の整備・維持管理、都市計画などについて協議する。
24 - 17 交通関係事業
公共交通機関確保のための各種施策、交通安全対策事業などについて協議する。
24 - 18 上水道事業
水道事業（簡易水道を含む。）の運営のあり方をはじめ、水道料金の算定・収納など各種制度について協議する。
24 - 19 下水道事業
公共下水道や農業集落排水事業などの事業の調整をはじめ、これらに関する使用料、負担金等について協議する。
24 - 20 消防防災関係事業
消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議する。
24 - 21 学校教育事業
学校（園）教育に関する各種支援制度、学校給食、通学区域などについて協議する。
24 - 22 社会教育事業
生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議する。
24 - 23 文化振興事業
文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など文化振興事業について協議する。
24 - 24 その他の事業
上記のいずれにも属さない事業等について協議する。

(参考2)

合併協定項目について

合併協定項目	
1	基本的な協議事項
1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2	合併特例法に定める協議事項
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3	その他協議事項
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
4	建設計画に係る協議事項
25	建設計画

【議案第8号 平成15年7月24日原案承認】

協議第 5 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて
<p>塩江町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第 1 号」、「塩江町安原下第 2 号」、「塩江町安原下第 3 号」とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議事項説明資料

協定項目第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて
1 現況	
高 松 市	塩 江 町
<p>1 高松市の住所表示は、次の2種類ある。</p> <p>(1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町 1234 番地 12 など</p> <p>(2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目 2 番 3 号 など</p>	<p>1 塩江町の住所表示は、次のとおりである。 塩江町大字上西甲 1234 番地 12 など (大字)</p> <p>2 塩江町の大字は、次のとおりである。 上西甲 上西乙 安原上 安原上東 安原下 安原下第 1 号 安原下第 2 号 安原下第 3 号</p> <p>3 参考(合併後) 高松市塩江町上西甲 1234 番地 12 (町名)</p>
<p>2 先進地域の事例</p> <p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山村に置き換える。</p> <p>さぬき市 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。</p>	

3 参考

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案 高松市議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

大字を表示しない場合も本条の手続が必要

旧市町の字の区域及び名称をそのまま新市町の字の区域及び名称とする場合は、本条の手続を要しない。

(例 高松市塩江町大字上西甲 1234 番地 12)

住居表示上、「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しないとする場合は、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となる。

協議第 6 号

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。



平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱いについて
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章に統一するものとする。ただし、塩江町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承していく。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、塩江町の町木及び町花については、塩江地区の推奨の木及び花とする。

平成 年 月 日 確認

協議事項説明資料

協定項目第12号		慣行の取扱いについて	
1 現況			
区分	高 松 市		塩 江 町
市町章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>		 <p>塩江町の「し」の字の図案化により、塩江町を表し、町の発展・進歩、円形により町民の融和と団結を表している。 (昭和38年4月1日制定)</p>
市町民憲章	<p>高松市民のねがい</p> <p>緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり 		<p>塩江町町民憲章</p> <p>わたしたちは、美しい自然と歴史に満ちたふるさと塩江を愛し力を合わせて、豊かで明るく住みよい町をつくりあげるためこの町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ふるさと塩江を愛し、勇気と誇りを持って、生きがいのある町をつくります。 1 働くことに喜びをもち、力を合わせて、活力のある豊かな町をつくります。 1 感謝する心と、思いやりの心に満ちた、幸せな町をつくります。 1 歴史と伝統を大切にし、みんなで学び合う、教育と文化の町をつくります。 1 スポーツに親しみ、心と体を鍛え、健康で明るい町をつくります。

都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和 32 年 11 月 18 日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和 37 年 2 月 20 日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和 54 年 9 月 19 日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和 59 年 12 月 24 日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成 5 年 3 月 24 日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成 9 年 12 月 18 日宣言)	非核平和宣言 (昭和 59 年 12 月 21 日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成 5 年 3 月 8 日宣言)
市町木	黒松 (昭和 58 年 1 月 1 日制定)	やまざくら (平成 8 年 9 月 30 日制定)
市町花	つつじ(さつきを含む) (昭和 58 年 1 月 1 日制定)	合歡(ねむ) (昭和 38 年 4 月 1 日制定)
<p>2 先進地域の事例</p> <p>新潟市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別々に実施する。 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。 <p>大船渡市</p> <p>大船渡市は、合併後早期に制定委員会を設置し、花木鳥、産物、憲章等について検討する。 三陸町の憲章等は、三陸町区域において長く伝承していくものとする。</p> <p>福山市</p> <p>福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。 ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。</p> <p>新居浜市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。 		

協議第7号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年9月26日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第15号	特別職の職員の身分の取扱いについて
塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議事項説明資料

協定項目第 1 5 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

1 現況

区 分	任 期		報 酬	
	高松市	塩江町	高松市	塩江町
市町長	平成 19 年 5 月 1 日	平成 16 年 3 月 30 日	1,133,000 円	770,000 円
助 役	平成 15 年 9 月 27 日	平成 17 年 7 月 31 日	915,000 円	577,000 円
	平成 16 年 9 月 25 日			
収入役	平成 15 年 9 月 27 日	-	791,000 円	546,000 円
教育長	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 10 月 31 日	745,000 円	520,000 円

2 先進地域の事例

新潟市（大船渡市、つくば市、呉市、新居浜市、新発田市は、同様）

黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市

牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が協議して定めるものとする。

福山市

内海町の常勤の特別職の職員については、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。

内海町の行政委員会は廃止し、非常勤の特別職の職員については、引き継がないものとする。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の、常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。

佐伯町及び吉和村の、非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。

4 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第5回会議

(ア) 日時 平成15年11月10日(月)午後2時

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室